

市発注工事における積算誤りによる契約解除について

市発注工事（令和7年1月10日契約）において、積算誤りにより入札時の設計書の金額に誤りがあったことが判明しました。

本件工事は一般競争入札で執行したものであり、適正な積算により入札を実施した場合、落札者は別の事業者となった可能性があります。

このため、市では公正な入札が行われなかったものと判断し、入札に参加された方に謝罪と事情の説明を行いました。また、契約の相手方とは2月21日に本件契約を解除し、損害の賠償について合意したところです。

（対象工事等）

- 対象工事 市道30082号線舗装修繕工事
- 工事場所 柴崎町1丁目地内
- 入札方式 一般競争入札

市では本件工事に関する設計誤りの原因調査及び再発防止策を検討するため、工事請負契約解除に係る調査委員会を設置しました。調査の結果、令和6年度中に一般競争入札により発注した土木室所管工事28件（市道30082号線舗装修繕工事を除いた件数）について、改めて積算内容を確認したところ、さらに3件予定価格又は最低制限価格の変更を伴う誤りが見つかり、その他設計金額に変更は生じないものの15件の工事においても誤りが見つかりました。

関係者の方々にご迷惑をおかけし、また、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、心からお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

◎2ページから6ページにかけて詳細を記載しています。

【問い合わせ】

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1 銚子市役所

- 契約事務に関する事項 財政課管財室 担当者：道下・谷下田
☎0479（24）8950（直通） FAX：0479（25）4044
メールアドレス：keiyaku@city.choshi.lg.jp

- 工事の積算に関する事項 都市整備課土木室 担当者：田中
☎0479（24）8261（直通） FAX：0479（22）3466
メールアドレス：dobokukoumu@city.choshi.lg.jp



1 市道30082号線舗装修繕工事の設計誤りについて

(1) 経緯

① 1回目の一般競争入札

●令和6年11月18日 入札公告

●令和6年12月3日 開札（A者・B者・C者の3者が入札参加）

開札後、入札に参加したB者から数量計算書記載事項の誤りについて指摘あり。内容を確認した結果、数量計算書の記載（人口集中地区（D I D）の有無）に誤りがあったことが判明。

誤った内容により、公正な入札が行われなかったものと判断し、契約前に「入札取りやめ」を決定。

No.	誤りの内容	原因
1	数量計算書における人口集中地区の有無の誤り（1箇所）	書面作成時における誤記載。
2	設計書中の一部単価表における歩掛の適用年月の誤り（3箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、過去の別工事のデータを複写して使用したが、データの更新を怠ったことによる。
3	設計図面及び数量計算書の記載事項と、設計書中の一部単価表の条件選択の不一致（1箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、誤った条件を選択したことによる。

※No. 2 及び 3 の誤りは、2 回目の一般競争入札による契約締結後に指摘を受け、誤りに気付いたもの。

② 2回目の一般競争入札

●令和6年12月16日 入札公告（1回目の指摘事項の修正及び数量を見直し公告）

●令和7年1月7日 開札（A者・B者・C者の3者が入札参加）

最低価格を入札したA者が落札候補者に決定。

●令和7年1月10日

A者と工事請負契約を締結

●令和7年1月15日

入札に参加したB者からの情報開示請求に基づき、金額入り設計書を情報開示。

その後、B者から、設計書単価表の歩掛に一部誤りと、図面及び数量計算書の記載と設計書単価表の一部に条件選択の誤りがある可能性について指摘を受ける。

設計図書を再確認したところ、指摘通りの積算誤りが見つかった。

適正な積算であった場合、A 者は最低制限価格を下回るため失格、B 者が落札候補者となるものであったことが判明。

●令和 7 年 2 月 2 1 日

契約解除及び市から契約の相手方に対する損害賠償について合意書を締結（契約解除及び損害賠償金の支払決定）。

(2) 事業者への対応

- ① A 者に謝罪と事情の説明を行い、契約の解除に合意をいただきました。

なお、工事着手前であったため、損害額は契約書に貼付した収入印紙代相当額 1, 0 0 0 円であることを確認し、契約解除に伴う損害賠償についても合意をいただきました。

- ② 入札に参加した B 者、C 者の事業者の方々に、謝罪と事情の説明を行いました。

- ③ 当該工事については、設計内容を見直し、翌年度以降に改めて入札を行う予定です。

【開札結果】

(金額は税抜き)

C 者の応札	4, 5 1 5 千円	
B 者の応札	4, 5 0 4 千円	積算誤りがなかった場合、落札候補者となった者
A 者の応札	4, 4 6 2 千円	契約の相手方（正しい最低制限価格以下での応札のため、失格
入札時 予定価格	5, 0 1 0 千円	誤った予定価格
入札時最低制限価格	4, 4 6 2 千円	誤った最低制限価格
見直し後 予定価格	5, 0 5 0 千円	正しい予定価格
見直し後最低制限価格	4, 4 9 6 千円	正しい最低制限価格

2 市道 3 0 0 8 2 号線舗装修繕工事以外の令和 6 年度発注工事の設計誤りについて

(1) 経緯

市道 3 0 0 8 2 号線舗装修繕工事の設計誤りの原因を調査する過程において、令和 6 年度に一般競争入札の方式にて発注した都市整備課土木室所管工事の設計内容を再確認しました。

令和 6 年度は、上記の市道 3 0 0 8 2 号線舗装修繕工事の 2 度の入札を除いて、2 8 件の一般競争入札を執行しましたが、予定価格及び最低制限価格に変更が生じない誤りを含めて 1 8 件の誤りがありました。

(2) 誤りの内訳（市道３００８２号線舗装修繕工事の件数を除く）

No.	区 分	件 数
1	予定価格及び最低制限価格に変更が生じたもの	1 件（Ａ）
2	最低制限価格に変更が生じたもの	2 件（Ｂ）
3	予定価格及び最低制限価格に変更が生じなかったもの	1 5 件
計		1 8 件

(3) 設計金額に変更が生じた工事

① 予定価格及び最低制限価格に変更が生じたもの（１件）

- 工事名 市道５００７２号線舗装修繕工事
- 工事箇所 東芝町地内
- 契約額（税抜き） ８，６３０，０００円
- 予定価格 （誤）９，６５０，０００円 ⇒ （正）９，６６０，０００円 （＋１０，０００円）
- 最低制限価格 （誤）８，６０４，０００円 ⇒ （正）８，６１４，０００円 （＋１０，０００円）
- 入札結果への影響 なし
- 誤りの内容及び原因

No.	誤りの内容	原 因
1	設計書中の一部単価表における歩掛の適用年月の誤り（２箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、過去の別工事のデータを複写して使用したが、データの更新を怠ったことによる。
2	設計書中の一部単価表における材料単価の誤り（１箇所）	設計システムによる設計書作成過程における材料単価の入力誤りによる。

② 最低制限価格に変更が生じたもの（２件）

（１件目）

- 工事名 市道４０２１７号線外２路線側溝改良工事
- 工事箇所 清川町１丁目地内
- 契約額（税抜き） ５，０２０，０００円
- 最低制限価格 （誤）５，０１０，０００円 ⇒ （正）５，０１１，０００円 （＋１，０００円）
- 入札結果への影響 なし

● 誤りの原因

No.	誤りの内容	原 因
1	設計図面及び数量計算書の記載事項と、設計書中の一部単価表の条件選択の不一致（1箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、誤った条件を選択したことによる。

（2件目）

● 工事名 市道40122号線舗装修繕工事

● 工事箇所 松本町1丁目地内

● 契約額（税抜き） 6,703,000円

● 開札結果 (金額は税抜き)

e者の応札	6,704千円	
d者の応札	6,703千円	契約の相手方
c者の応札	6,701千円	最低制限価格を下回り失格となったが、積算誤りがなかった場合、落札候補者となった者
b者の応札	6,693千円	失格
a者の応札	6,686千円	失格
予定価格	7,510千円	
入札時最低制限価格	6,702千円	誤った最低制限価格
見直し後最低制限価格	6,701千円	正しい最低制限価格

● 事業者への対応

工事の進捗について確認したところ、本件確認時、材料発注に留まらず、既に現地工事に着手している状況から契約解除は困難と判断し、c者及びd者に深くお詫びするとともに、両者に現況に関して説明しました。

● 誤りの原因

No.	誤りの内容	原 因
1	設計書中の一部単価表における歩掛の適用年月の誤り（3箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、過去の別工事のデータを複写して使用したが、データの更新を怠ったことによる。

3 積算誤りの原因

設計誤りを確認した工事の設計は、いずれも積算する過程で、誤った歩掛を使用したこと及び単価表の積算条件の選択誤りに気付かずに工事金額を算出してしまうなどのミスがありました。さらに、その後の検算によるチェック、審査過程でも、この誤りを発見できず、現行の歩掛を使用した適正な工事金額との差異が生じてしまいました。

4 再発防止

- (1) 今回の事例について関係部署で情報共有を図ります。また、積算誤り防止のための職場内研修を実施します。
- (2) 積算の方法や、データの改正については、国、県からの通達やガイドラインを注視し、最新の情報をもとに積算します。
- (3) 検算は複数の職員で行っていますが、積算に用いた基データの確認が十分ではなかったために誤りを見つけることができなかったものです。検算の方法をマニュアル化し、工事ごとに検算用チェックシートを作成、積算の際に活用してチェック体制を強化します。

設計、入札事務に不信感、疑念を持たれることのないよう、再発防止の指導を徹底してまいります。